

令和 7 年

4 月 農業委員会 総会議事録

■日 時	2025年（令和7年）4月14日（月）14：30～：14：58	反訳：
■場 所	和泉市役所 本館 5-A会議室	
■出席者 (敬称略) (議席順)	<p>[農業委員] 計(13名)</p> <p>1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎  6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10  11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘</p> <p>[欠席委員] 計(1名)</p> <p>10 辻林 孝幸</p> <p>[事務局] 計(5名)</p> <p>森 博紀 仲野 文三 岸田 忠仁 麓 信也 伊藤 真琴</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

## ■議事内容

事務局	それでは、ただいまから令和7年4月の農業委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。
友田会長	こんにちは。お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。 (会長挨拶) それでは、これより農業委員会総会を開催いたします。 早速ですが、本日の出席者数等を事務局から報告願います。
事務局	本日の委員会に出席されております委員は13名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は10番辻林委員でございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。
友田会長	それでは、友田会長、議事進行のほう、よろしくお願ひいたします。 本日の議事録署名人は、12番仲野充委員さん、13番森忠清委員さんをお願いいたします。 (両委員の承諾あり) それでは、議案書1ページをお願いいたします。 4月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第2号となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局	<p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第1号、1番、池田下町の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、畠1筆、面積は714平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から3km、車で15分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「贈与のため、耕作に変更はなく、周辺の農地に支障を及ぼしません。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転1件、使用貸借権設定1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第2号、1番、池田下町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は池田下町で地目は田、1筆、面積は341平方メートル。</p> <p>転用目的、設定人、被設定人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p>
友田会長	
事務局	

	<p>農地区分は、農用地以外の農地で、集団的に存在する農地であるため、第1種農地と判断されます。</p> <p>なお、申請地は市街化区域に隣接した第1種農地の端に位置しており、転用によって集団農地を分断するおそれがなく、「集落に接続して設置される住宅」に転用するため、第1種農地の例外規定に該当いたします。</p> <p>転用目的は一般住宅で、被設定人は現在、大阪市内に在住していますが、今後、設定人である父の農地を引き継ぐにあたり、耕作していくうえで最適である申請地を使用貸借にて借り受け、一般住宅に転用するものです。</p> <p>また、本件は開発許可が必要な案件であるため、開発の事前協議を行っていることを確認しております。</p> <p>続きまして、山口委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、水稻栽培されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。貸し人及び借り人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、借り人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号1番については許可やむを得ないとということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>次に、議案第2号、2番、下宮町の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書5ページ、2番について、説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は下宮町で地目は田、1筆、面積は847平方メートル。</p> <p>転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>申請地は、道路、鉄道、河川等、恒久的な施設等に区画された区域の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露天資材置場で、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の材料置場では手狭であるため、申請地を譲り受け、露天資材置場に転用するものです。</p> <p>また、転用面積が500m<sup>2</sup>以上あるため、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。</p> <p>続きまして、友田吉春委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、みかん及び野菜をされている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認し</p>

	<p>たところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用し、地目を変更するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号2番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画2件を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第3号、1番、久井町の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書7ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は久井町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,007平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の森光彦委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、1番については許可することを決定します。</p> <p>次に、議案第3号、2番、芦部町の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、2番について、説明させていただきます。</p>

	<p>物件の所在地は芦部町で、地目は田1筆、面積は526平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の西辻委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は休耕地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、2番については許可することを決定します。</p> <p>続きまして、議案書8ページをお願い致します。</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願1件に関する願出を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第4号、1番、唐国町三丁目の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書9ページ、1番について説明させていただきます。</p>
事務局	<p>物件の所在地は唐国町三丁目で、地目は田3筆面積は合わせて2,995 平方メートルでございます。</p> <p>被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、地区担当の山本委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培されており、當農していく意思を確認致しました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議・意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第4号、1番については許可することに決定します。</p> <p>続きまして、報告案件に移ります。</p> <p>議案書10ページをお願い致します。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>

農地を農地以外の用途に転用 2 件を専決により受理したので、別表のとおり報告いたします。

議案書 11 ページをご参照ください。

次に、議案書 12 ページをお願い致します。

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について  
農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転 1 件、使用貸借権設定  
1 件を専決により受理したので、別表のとおり報告いたします。

議案書 13 ページをご参照ください。

以上、本日の案件は全て終了しました。皆さん方で何か御質問ございましたら、お  
伺いしたいと思います。何かございませんか。

何もないようでございましたら、農業委員会総会をこれで終了させていただきたい  
と思います。ありがとうございました。

閉会時間 14 時 58 分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会長

委員

委員